新報

第千五百四十八號
明治二十年三月廿九日 火曜日
舊丁亥三月五日（癸巳）
日出午前五時五十三分 日入午後六時十七分
月出午前八時三十三分 月入午後十時二十四分
滿潮午前八時二十五分 午後八時四十分
（西暦一千八百八十七年）

[illegible]

る々其他の飲食品には一切之を禁ぜたりと云ふされど西洋諸州の飲食品には斯る有害物を混ぜたるもの少なからざるを知るべし然るに我が國にては未だサルチール酸の使用を禁ぜずして國内の酒造家は之れを防腐の妙藥と稱して酒中に混ずるもの多し昨年横濱司藥場にて横内小賣店六個所の日本酒を試驗せしに皆サルチール酸を含みたる由元來國内の酒造家は正直にして素より彼等は毒藥を混ずる抔の事實なきは勿論なれば或る米國の醫士の如きは純粹の酒を求めんとならば日本酒に限ると云へる程なれども近年に至りて酒造家が文明の新法を利用してサルチール酸を有毒と思はずして防腐の爲めに使用するは假令無心になせよ亦咎む可きことなれば我輩は國内の酒造家が此一新法を廢して飽くまで元來の正直を守らんことを勸むるものなり

右の如く洋酒其他舶來の飲食品は贋製多ければも西洋の事物に心醉して西洋の學理に迂濶なる人々は其有害を覺らざるのみならず却て之を藥種の如くに思ひ誤り麥酒は胃病に妙效ありブランデー酒は流行病を豫防するなど事實にあられもせぬ口實を設けて態々毒藥を飲み甚だしきは醫師にして且學理を誤解する者なきにあらず一日或る醫師が我輩の友人に告ぐると聽くに君は身体虛弱なれば日本酒は勿論これを飲むべからずと雖ども葡萄酒などは少々づゝ服用する方却て健康を來すべしと云へり學醫社會の一奇談として聞く可きのみ抑も我國に斯くも洋酒洋食品の流行して其性質の良否をも問はざるは全く西洋流の盲信に生ずる弊害にして之を防ぐの法は單に政府の命を以てす可らず社會先覺の士人が常に心を冷にして物に觸れ事に當る毎に懇々その利害を說くの一誌あるのみ先年日本に牛乳の未だ流行せざる時に或る西洋熱心の一紳士が醫師の勸告に從ひ其服用を始めてより月餘兎角腹合の常ならざるを訴へければ醫師は之を怪しみ牛乳の用法は如何すると問へば毎早朝と答ふ、其量はと問へば五合と一週間にと答へたるに付き醫師は大に悟り然らば一度に五合のミルクを買ひ之を七日に分けて呑むか、初日は兎も角も翌日よりは其ミルクは酸味を帶ぶるならん、時々腹痛して下痢するならん、と云ひしに正しく其通りの答へにて醫師の驚駭一方ならず實に紳士先生の西洋流に呆れはてたりと云ふ是れは二十年前の一奇談なれども今日の紳士中或は西洋に熱して猶々飲食する舶來品の大半は何ぞ料らん七日貯藏の生牛乳に等しきものもある可し後に古人の失策を笑ふ可らず唯この警戒して自から發明せしむるの道は先覺の士の忠告論言あるのみ

○正誤 昨日の本紙[illegible]の誤植

官報

[illegible]

雜報

を支給し然るべきやと大藏省へ伺出でたるに同二十四日同省より伺の通りと指令せり

○軍艦發着 浪速艦は去る二十四日横須賀拔錨同日館山に投錨清輝艦は去る二十三日釜山浦に投錨比叡艦は去る二十四日鹿兒島に投錨せり

○朝鮮元山港輸出入高 去る二月中日本商の輸出入に係る元山港貨物の總價格は六千九百九十五圓零四錢内輸入千六百九十八圓零四錢輸出五千二百九十七圓にして此外再輸出の分五百十九圓あり

○和蘭若年婦女保護の約條 去る一月二十五日所在和蘭公使館の報告に據れば此度和蘭白耳義兩國間に於ては若年婦女（但し妾婦にあるものと未成年の少女に限る）の其本意に悖り娼業の目的を以て此國より彼國に拐帶誘致せらるゝ者を保護するため左の條約を締結せり

第一條 和蘭及白耳義兩政府は本人の心意に逆ひ娼妓たらしむるの目的を以て右兩國中の一國に誘致せられたる婦女親ら本件に付き訴訟する歟或は法律上右婦女の監督者より訴訟をなすときは之を其所屬國に送還することを約す

第二條 右既婚婦若くは丁年未滿の少女を其本國に送還する前地方廳は其送還の時日及場所を其親族に通告すべし

（以上本年三月二十八日官報）

○馬術一覽 レオポール親王は去る二十四日宮内省主馬寮に赴きて同寮の馬術教師室岡新十郎氏其他諸氏の乘馬術を一覽したるよし

○試驗休業 第一高等中學校にては此程學期試驗を終りたるに付き去る二十六日より來四月七日まで生徒の授業は休業する筈なりと

○聯合警察會議 今度山口縣周防山口に於て開會そる二府十七縣の聯合警察會議は來四月上旬頃開會する都合なりと云ふ

○新造高雄艦 横須賀造船所に於て新造中なる高雄艦は來る五月中に進水式を執行すべき見込にて昨今鐵骨の構造を急ぎ居るよし

○巡査の昇等 水上警察署詰の巡査四十餘名は去る二十六日何れも一等づゝ昇級したるよし

○高砂の訴訟 同人が相撲會所取締境川浪右衞門組長雷權太夫外四名に對し不當の處分取消名譽回復の勸解を起したるとは前號に記せしが彌々去る廿五日本所區治安裁判所にて對審を開きたり原告代人丸山名政氏被告代人中川祐順氏掛官は川津判事補にて午前十一時開廷したり

原告陳述の要旨は左の如し

被告共は本月六日高砂と大達との紛議に付左の決議を爲したり

高砂が今回の紛紜を引起したるため取締組長を辭退するは當然の事なり認可に付速に開催可申事但し今後如斯事を引起せしものは離彼と論せず會所の役員に撰擧せざる事

原告請求の要領は第一、相撲の業は世の愛顧を得るに在り愛顧を得るは信用に在り右決議の本文に高砂が今回の紛紜を引起したりとあれども高砂は却て大達か引起したるものなり然るに被告等は高砂が斯の如き不始末を爲したりと云ひ以て高砂の信用を害し名譽を傷けたるものなり依て右決議を取消されたき事「第二、決議書の但書は被撰擧權の消長と關係するとして一種刑罰的の性質と含蓄す之を最も重大の決議なり斯の如き決議と爲すには須く年寄惣体の意見を問はざるべからず然るに年寄たる高砂に對しては何等の通知もなく擅に開議決定したるのみならず年寄の内にも現に不同意を唱へて調印せざるものあり斯の如き不當の決議を相撲社會の法律となすとは高砂に於て不同意なり殊に此決議を以て高砂を罰せるが如きは不法の甚しきものなり依て速に之を取消されたき事、第三、相撲社會の習慣に依るに假令弟子の方より師匠を謝絶するか如きことあるも斯の如きは實に非常の場合なるを以て一應其師匠の意見を問ふを常とせり本月九日大達より師匠高砂を謝絶したるに付之より柏戸の弟子となる旨會所へ通知あるも會所は一應高砂の許へ其旨報告するも然る後至當の取扱を爲すべき筈なり弟子の片言のみにて師弟の交誼相切れたりと見做ざるは相撲社會の習慣なり然るに會所は此習慣に反し大達片言のみを信用し直ちに其旨承諾したりとの報告を大達に送りたるは申合規則第六條に背きしものなれば此處分も取消されたき事、第四、右三個條の[illegible]新聞紙に被告等の自費を以て[illegible]の如し

今回の紛議は[illegible]
典相撲に欠席[illegible]
をべきものな[illegible]
所は一旦第三[illegible]
議の末取消し[illegible]
るは畢竟高砂[illegible]
砂が今回の紛[illegible]
て取消へき筋[illegible]
きは當然なり[illegible]
が此紛議と引[illegible]
絶し九日會所[illegible]
承諾状を發そ[illegible]
故に會所の處[illegible]
「第四、前條々[illegible]
とは不承諾な[illegible]
之れより双方[illegible]
するに止まれ[illegible]
原告代人は右[illegible]
訴する旨を陳[illegible]
次回の對審は來[illegible]
裁判官は默して[illegible]
讓りたり

○日光鐵道會社[illegible]
へ依托せんより[illegible]
或る二三の私立[illegible]
しが今度又鐵道[illegible]
でたるよし

○長崎鐵道の[illegible]
岐間三里早岐[illegible]
三里半永昌長崎[illegible]

○五厘金の廢止[illegible]
出入の商品及び[illegible]
税に重きを加へ[illegible]
廢止となる由と[illegible]

○新茶の初出[illegible]
りも早かる可し[illegible]
四五日には駿河[illegible]
にて其出來工合[illegible]
は伊豆地方なり[illegible]
ども伊豆產も多[illegible]
茶も甚だ不景氣[illegible]
荷は凡二萬五六[illegible]
なき事なるが本[illegible]
早かる可しとい[illegible]

○食牛の騰貴[illegible]
望なるに付ては[illegible]
神戸牛一頭の價[illegible]
そ三割内外の騰[illegible]
數は日を逐ふて[illegible]
騰貴して食牛を[illegible]
探にて引續くと[illegible]
と見るの時節到[illegible]

○横濱治安裁判[illegible]
太田町陳屋跡へ[illegible]
爲に普請延引[illegible]

○春季競馬 共[illegible]
り三日間不忍池[illegible]
といふ

○向島八洲園[illegible]
の一に數へらる[illegible]
氏が讓り受け小[illegible]
て相變らず遊客[illegible]

○不忍池の辨[illegible]
辨天の側帳を執[illegible]
町無緣坂下と又[illegible]
寫と浮べ參詣人[illegible]